

高齢者等地域ごみ出し支援活動促進事業について

1. 目的

高齢や障害等によりごみ出しが困難な世帯に対し、地域の団体が行うごみ出し支援活動に奨励金を交付することで、その支援活動を促進し、ごみ出しが困難な世帯の負担軽減を図る。

2. 奨励金交付の対象となる団体

町内会や老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人などの非営利な活動を行っている団体とする。

3. ごみ出し支援活動・奨励金額

ごみ出しが困難な世帯の玄関口からごみを集積所まで運ぶ活動を実施した場合に、活動実績に応じて以下の奨励金を交付する。

ごみ出し支援活動 1回あたり 140円/世帯

- ・ 対象となるごみ出し支援は「家庭ごみ」「プラスチック製容器包装」「缶・びん・ペットボトル類」「紙類」の4種類とする。
- ・ 平成30年度は、1実施団体あたりの上限金額は48,000円とする。
- ・ 平成31年度は、通年事業となるため、上限金額は96,000円とする予定である。

4. ごみ出し支援活動の対象となる世帯

次のいずれかの要件に該当する単身世帯及び次のいずれかの要件に該当する方のみで構成される世帯に対しての支援活動が交付の対象となる。

- (1) 介護保険の要介護1から要介護5のいずれかの認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳1級から6級のいずれかの交付を受けている方
- (3) 療育手帳「A」もしくは「B」の交付を受けている方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級から3級のいずれかの交付を受けている方

5. スケジュール

平成30年8月～9月 : 関係団体への説明、実施団体の事前登録・相談の受付開始

平成30年10月 : 奨励金の交付対象期間の開始

- ・ 実施団体の登録・相談は随時受付